

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-1	消防、火薬、高圧ガス及び電気関係の再交付手数料の減免	被災により免状等の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	防災危機管理部 消防・保安室	059-224-2183
1-2	准看護師の免許証再交付手数料の減免	被災により准看護師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-3	保健婦の免状再交付手数料の減免	被災により保健婦免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-4	看護婦免状又は看護人の免状再交付手数料の減免	被災により看護婦免状又は看護人免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-5	受胎調節実地指導員指定証等再交付手数料の減免	被災により指定証・標識の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2248
1-6	調理師免許再交付手数料の減免	被災により調理師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-7	製菓衛生師免許証再交付手数料の減免	被災により製菓衛生師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-8	栄養士免許証再交付手数料の減免	被災により栄養士免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
1-9	介護支援専門員証再交付手数料の減免	被災により介護支援専門員証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 長寿社会室	059-224-3327
1-10	保育士登録証再交付手数料の減免	被災により保育士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2268
1-11	クリーニング師免許証再交付手数料の減免	被災によりクリーニング師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-12	診療エックス線技師免許証再交付手数料の減免	被災により診療エックス線技師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-13	大麻取扱者免許証再交付手数料の減免	被災により大麻取扱者免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-14	毒物劇物販売業登録票再交付手数料の減免	被災により毒物劇物販売業登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-15	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料の減免	被災により覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付申請の経由に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-16	覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料の減免	被災により覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-17	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付手数料の減免	被災により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-18	（薬事法に基づく）配置販売従事者身分証明書再交付手数料の減免	被災により配置販売従事者身分証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-19	（薬事法に基づく）販売 従事登録証再交付手数料 の減免	被災により販売従事登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-20	医薬品等製造販売業等許 可証再交付手数料の減免	被災により医薬品等製造販売業等許可証の再交付に要する手数料を全額 免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-21	薬局開設等許可証再交付 手数料の減免	被災により薬局開設等許可証の再交付に要する手数料を全額免除しま す。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-22	（薬事法に基づく）登録 販売者試験合格証再交付 手数料の減免	被災により登録販売者試験合格証の再交付に要する手数料を全額免除し ます。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-23	特定動物飼養許可証再交 付申請手数料の減免	被災により特定動物飼養許可証の再交付に要する手数料を全額免除しま す。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-24	動物取扱業登録証再交付 申請手数料の減免	被災により動物取扱業登録証の再交付に要する手数料を全額免除しま す。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-25	職業訓練指導員免許再交 付手数料の減免	被災により職業訓練指導員免許証の再交付に要する手数料を全額免除し ます。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支 援室	059-224-2465
1-26	技能検定合格証書再交付 手数料の減免	被災により技能検定合格証書の再交付に要する手数料を全額免除しま す。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支 援室	059-224-2465
1-27	狩猟免状再交付手数料の 減免	被災により狩猟免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	環境森林部 自然環境室	059-224-2578
1-28	生産事業者の登録証の再 交付手数料の減免	被災により（林業用種苗）生産事業者の登録証の再交付に要する手数料 を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	環境森林部 森林保全室	059-224-2573
1-29	二級建築士免許証又は木 造建築士免許証の再交付 手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3 月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-2708

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-30	計量検定所における検定手数料等の減免	被災者を対象に装置検査手数料、燃料油メーター、質量計の検定手数料、計量証明事業登録証再交付手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 三重県計量検定所	059-223-5075
1-31	道路使用許可証再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1-32	自動車保管場所証明書・標章再交付手数料の減免	被災により自動車保管場所証明書・標章の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1-33	運転免許証再交付手数料（第一種・二種）（仮運転免許）の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成23年12月28日まで	警察本部 運転免許センター	059-229-1212
1-34	教育職員免許状再交付手数料・有効期間更新証明書等再交付手数料の減免	被災により免許状・証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	教育委員会 人材政策室	059-224-2959
1-35	通訳案内士登録証再交付手数料の減免	被災により通訳案内士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 観光・交流室	059-224-2847
1-36	家畜商免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1-37	家畜人工授精師免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1-38	動物用医薬品販売業等許可証書再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1-39	高度管理医療機器の販売業又は賃貸許可再交付申請手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1-40	家畜市場登録証再交付手数料の減免	被災により登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541

## 各種手数料の減免措置

### ①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-41	漁船登録票再交付手数料の減免	被災により登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 水産資源室	059-224-2590
1-42	一般旅券発給手数料（三重県分）の減免	被災により一般旅券（パスポート）を紛失等したことに伴い、新たに一般旅券の発給を申請する場合、一般旅券発給に係る手数料のうち、三重県分（2,000円）を全額免除します。 ※被災（り災）証明書及び紛失一般旅券等届出書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部 国際室	059-222-5980